

知っておこう！

選挙運動の規制について



選挙のめいすいくん

(※1)
公職選挙法では、選挙の公正、候補者間の平等を確保するため、選挙運動期間中に行われる文書図画の頒布・掲示その他の選挙運動について一定の規制を行っています。

インターネット等による情報の伝達も、文書図画の頒布に当たるものとして規制されてきましたが、平成25年の公職選挙法改正により、インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが解禁されています。一方で、今までどおりの規制もありますので、注意が必要です。

主な規制をおさえましょう！

(※1) 選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接または間接に必要かつ有利な行為」とされています。

ふんしよとが

(※2) 文書図画について

公職選挙法における文書図画とは、文字若しくはこれに代わるべき符号又は象形を用いて物体の上に多少永続的に記載された意識の表示をいい、その記載が象形による場合を図画といい、文字又はこれに代わるべき符号による場合を文書というものとされています。判例上、コンピュータのディスプレイ上に現れた文字等の表示も、公職選挙法上「文書図画」と解されています。



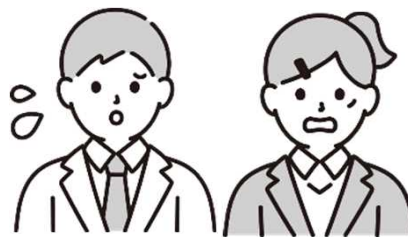
選挙運動の主な規制

選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません。



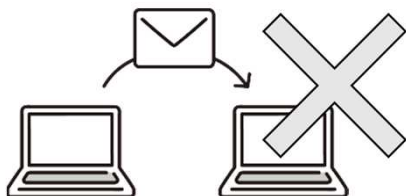
選挙運動は**公示・告示日から投票日の前日まで**しか行うことができません。(公職選挙法第129条)

18歳未満の方の選挙運動は、インターネットを含め、禁止されています。



インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。(公職選挙法第137条の2)

有権者は**電子メール**を使って選挙運動をしてはいけません。



電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。
有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません。(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)

H Pや電子メール等を**印刷して頒布**してはいけません。



選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません。

(公職選挙法第142条、第243条)

